

**WE NEVER GIVE UP!**

**K B K 大和支部**

“ビューティーマスク・レスキュー”



**ロードマップ For Covid-19**

**+1** (プラスワン)

2020.08

コロナに感染することは罪ではありません。

大事なことは、「うつらない、うつさない」ための徹底した予防です。

(日本渡航医学会・日本渡航医学会 2020年6月3日発行)

フェーズ	1	2	3	4	5
	海外発生期	国内流入期	国内流行早期	国内蔓延期	消退期
流行状況	中国武漢で流行始まる	国内で感染者確認 (感染経路明らか)	国内で感染者増加 (感染経路不明)	感染者数の急増 (感染経路不明)	感染者減少
行政	水際対策	水際対策強化 医療機関整備	国内拡大阻止 重症者対応	拡大阻止強化 重症者対応	対策の評価と改善
国民		予防対策の実施	予防対策の強化 他人への感染防止	予防対策の強化 他人への感染防止	予防対策の実施
医療		入院治療	入院治療	医療への負担軽減 軽症者(自宅療養) 重症者(入院治療)	診療体制の再構築
社会生活 事業者活動			時差通勤 在宅勤務 発熱時は会社・ 学校を休む	外出の自粛、集会の中止 操業の縮小・停止 在宅勤務・時差出勤 休校	社会生活 および 事業者活動の回復

日本の現在のコロナの流行状況は**第4フェーズ(局面)期**にあるとされ、  
私たち事業者の活動は、「操業の縮小・停止」の段階にあります。  
感染予防と感染拡大予防措置は絶対条件ですが、予防しても感染してしまった場合の  
サロン現場での対処は具体的には示されていません。

そこでこの度支部では感染予防を前面に打ち出した  
「ビューティーレスキュー ロードマップ」の第2版として、感染してしまった場合の対策を  
「ビューティーレスキュー ロードマップ +1 (プラスワン)」として作成しました。

私たちの業種は事業者  
として、現在この立場  
にあります。

## 「ビューティーレスキュー ロードマップ +1 (プラスワン)」の見方

P2

新型コロナウイルス (Covid-19) に関して、従来は自身がうつらない、他の人にうつさないという前提の下で行動をしてまいりましたが、現在、第2波として現実的に感染の勢いが止まらない以上、“感染するものだ”という意識の下で対策を講じる局面にあらうかと思われます。

今回「ビューティーレスキュー ロードマップ +1 (プラスワン)」は、この現実をどのように捉え、どう対策を講じていけば良いかを同業の経営者として考えるきっかけになることを願って作成しました。

本文、全16ページのコンテンツは以下の通りです。

(ページ番号は各ページの右上に付してあります。)



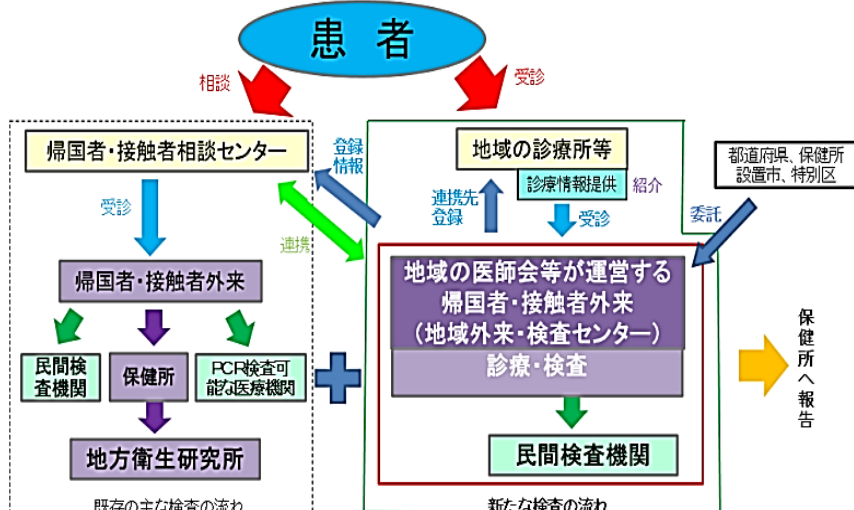
- ①感染が経営者の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・P3
- ②感染が従業員の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・P4～P5、P14
- ③感染が改善した場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・P6
- ④感染が顧客の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・P7
- ⑤事業主の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・P8
- ⑥従業員の補償と関連法規・・・・・・・・・・・・・・・・P9～P10
- ⑦顧客の個人情報と法的責任・・・・・・・・・・・・P10～P11
- ⑧家族の感染・・・・・・・・・・・・・・・・・・P12～P13
- ⑨コロナウィルスの消毒と美容師法に規定する消毒・・・P15
- ⑩神奈川県感染拡大防止チェックリスト・・・・・・・・P16

のセクションに分けて表示致しました。

また、大型商業施設にテナントで入居するサロンの対応については、①～⑨全てを含むので、特に区分はしませんでした。






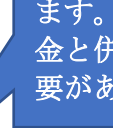
(10 ページ 末尾参照)

(各イラストはフリー素材並びに各地方自治体の素材を使用しています。)



状況	処置・対処	目的・取組・効果	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>■感染かどうか不明でも発熱など、<b>風邪の症状</b>がある</li> <li>■発熱がなくても<b>体調不良</b>の兆候が見られる</li> <li>■過去14日以内に海外の入管法に基づく<b>入国制限対象地域</b>に滞在歴がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕事は休んで外出は控える。</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休むことは本人のためにもなり、感染拡大の防止にもつながる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■事業の休止に伴うサロンの休業補償</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■<b>咳</b>などの症状がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・咳やくしゃみを手でおさえると、その手で触ったドアノブなど周囲のものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の人に病気をうつす可能性があります。<b>咳エチケット</b>に気を付けましょう。</li> </ul> 		
<ul style="list-style-type: none"> <li>■<b>濃厚接触者</b>となった場合 或いは身边に<b>感染症患者</b>がいる場合</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営者本人が濃厚接触者と判断された場合は、<b>保健所の指示</b>に従い感染防止の措置を講じる。</li> <li>保健所からは<b>14日間の健康観察</b>が求められる。</li> <li>(濃厚接触者=新型コロナウイルス感染者の症状が現れる<b>2日前</b>から、感染者を隔離するまでの期間において、感染者と<b>同居・長時間接触</b>していたり、あるいは手で触れることのできる距離で、<b>マスクをせず15分以上</b>会話した者)</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>■息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・強い症状のいずれかがある場合</li> </ul>	 <p>患者</p> <p>相談 受診</p> <p>帰国者・接触者相談センター</p> <p>地域の診療所等</p> <p>帰国者・接触者外来</p> <p>民間検査機関</p> <p>保健所</p> <p>PCR検査可能な医療機関</p> <p>地方衛生研究所</p> <p>地域の医師会等が運営する帰国者・接触者外来(地域外来・検査センター)</p> <p>診療・検査</p> <p>民間検査機関</p> <p>都道府県、保健所設置市、特別区</p> <p>登録情報</p> <p>連携先登録</p> <p>診療情報提供</p> <p>紹介</p> <p>連携</p> <p>委託</p> <p>保健所へ報告</p> <p>既存の主な検査の流れ</p> <p>新たな検査の流れ</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>■重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>高齢者</b>をはじめ、<b>基礎疾患</b>(糖尿病、心不全、呼吸器疾患(慢性閉塞性肺疾患など)など)がある方や<b>透析</b>を受けている方、<b>免疫抑制剤</b>や<b>抗がん剤</b>などを用いている方</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>■上記以外の方で発熱や咳など<b>比較的軽い風邪の症状</b>が続く場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・症状が<b>4日以上続く</b>場合は必ずご相談ください。</li> <li>・症状には個人差があるので、<b>強い症状</b>と思う場合には<b>すぐに相談</b>すること。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様。</li> </ul>		

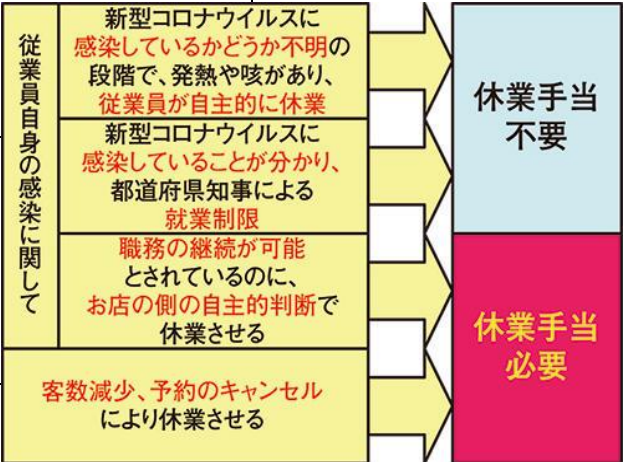
【帰国者・接触者相談センターページ】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html)


状況	処置・対処	目的・取組・効果	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>■発熱などの風邪の症状がある</li> <li>■発熱がなくても体調不良の兆候が見られる</li> <li>■過去14日以内に海外の入管法に基づく入国制限対象地域に滞在歴がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主や上司に報告。</li> <li>・仕事は休んでいただき、外出は控えさせる。</li> <li>・社内で発熱した場合は、マスクを着用させうえで帰宅させる。</li> </ul>	<p>休んでいただくことは本人のためにもなりますし、感染拡大の防止にもつながる大切な行動です</p> <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; text-align: center;">                 従業員が休みやすい環境整備と、企業、社会全体における理解が必要             </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症法 (注1)</li> <li>・労働基準法 (注2)</li> <li>・労働安全衛生法 (注3)</li> <li>・就業規則等 (注4)</li> <li>・個人情報保護法 (注5)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■咳などの症状がある</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・咳やくしゃみを手でおさえると、その手で触ったドアノブなど周囲のものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他者に病気をうつす可能性がありますので、咳エチケットを行ってください。</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>せきエチケットを守ろう</b></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <span style="color: red; font-size: 2em;">×</span>   </div> <div style="text-align: center;"> <span style="color: red; font-size: 2em;">×</span>   </div> <div style="text-align: center;"> <span style="color: orange; font-size: 2em;">○</span>   </div> <div style="text-align: center;"> <span style="color: orange; font-size: 2em;">○</span>   </div> <div style="text-align: center;"> <span style="color: orange; font-size: 2em;">○</span>   </div> </div>	<div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px;">                 コロナによるサロンの休業は死活問題となります。従業員の休業賃金と併せて検討する必要があります、             </div>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■従業員に感染が確認された場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染が確認された従業員は感染症法に基づく入院が必要。</li> <li>・事業者は、保健所の指示により、事業所等の消毒、家族、顧客への対応などを行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所への連絡</li> <li>・顧客へのサロン休業の通知</li> <li>・顧客の来店を控えてもらう</li> <li>・当該従業員の情報の公表</li> </ul> <div style="border: 2px solid blue; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px 0;"> <p style="color: blue; font-weight: bold;">お知らせ</p> <p style="color: red; font-size: 1.5em; font-weight: bold;">臨時休業</p> <p style="font-size: 0.8em; color: red;">新型コロナウイルスの感染予防・拡散防止のため</p> <p style="font-size: 0.7em; color: black;">お客様にはご迷惑をお掛けいたしますが本日臨時休業とさせていただきます またのお越しをお待ちしております</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症法 (注1)</li> <li>・個人情報保護法 (注5)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■従業員が濃厚接触者となった場合或いは身近に感染症患者がいる場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員が濃厚接触者と判断された場合は、保健所の指示に従い感染防止の措置を講じる。保健所からは14日間の健康観察が求められます。</li> <li>それ以外の従業員についても、一層の感染予防を呼びかけ、感染を疑われる症状が出た場合の報告を要請する。</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>①同居の家族である患者との濃厚接触者を自宅待機させた場合は、休業手当の支払いは要しません。</li> <li>②会社の同僚である患者との濃厚接触者を自宅待機させた場合には、労基法第26条の休業手当の支払いをする必要があります。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者が独自に濃厚接触者に対して自宅待機などを命じる場合には、<u>感染症法、労働基準法、労働安全衛生法や就業規則等</u>に基づいた対応を行う。</li> <li>・休業手当、特別休暇などの扱いをどうするか予め決めておく。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■感染が疑われる従業員を休業させる場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「帰国者・接触者相談センター」での相談の結果を踏まえても、職務の継続が可能である方について、<u>使用者の自主的判断で休業させる</u>場合には、一般的に「使用者の責に帰すべき事由による休業」に当てはまり、<u>休業手当を支払う</u>必要があります。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・病気休暇に関する就業規則 (注4)</li> </ul>



状況	処置・対処	目的・取組・効果	課題
<p>■感染した従業員を休業させる場合</p>	<p>・新型コロナウイルスに感染しており、都道府県知事が行う就業制限により労働者が休業する場合は、「使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当しないと考えられるので、<b>休業手当を支払う必要はありません</b>。</p> <p>なお、被用者保険に加入されている方であれば、要件を満たせば、各保険者から傷病手当金が支給されます。</p> <p>具体的には、療養のために労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、直近12カ月の平均の標準報酬日額の3分の2について、傷病手当金により補償。</p>	<p>就業制限により労働者が休業する場合は、<b>休業手当を支払う必要はありません</b>。</p>	<p>・労働保険の適用がない場合は<b>傷病手当金</b>の支給がない。</p>
<p>補償？</p>  <p>陽性？</p> <p>休業中</p> 	<p>・休業手当の支払いが不要な場合の賃金</p> <p>・事業の休止に伴うサロンの休業</p> <p>・年次有給休暇と病気休暇の取り扱い</p> <p>・アルバイト・パートタイム労働者等への適用について</p>	<p>・新型コロナウイルス感染症に関連して労働者を休業させ、労働基準法の<b>休業手当の支払いが不要</b>である場合についても、労使の話し合いのうえ、就業規則等により休業させたことに対する賃金（手当）を支払うことを定めておくことが望ましい。</p> <p>・新型コロナウイルス感染症により、<b>事業の休止</b>などを余儀なくされた場合において、<b>労働者を休業させる</b>ときには、労使がよく話し合って労働者の不利益を回避するように努める。</p> <p>・年次有給休暇は、原則として労働者の請求する時季に与えなければならないものなので、使用者が一方的に新型コロナウイルスに感染している疑いのある労働者について、一律に年次有給休暇を取得させることはできません。</p> <p>・労働基準法上の労働者であれば、アルバイトやパートタイム労働者、派遣労働者、有期契約労働者など、多様な働き方で働く方も含めて、休業手当の支払いや年次有給休暇付与が必要です。</p>	<p>・病気休暇に関する就業規則（注4）</p> <p>休業手当不要</p> <p>休業手当必要</p>



状況	処置・対応	目的・取組・効果	課題
<p>■<u>退院後</u>の対応</p>	<p>・退院後 <b>2週間</b>程度は外出自粛。 飛沫感染を予防するためにマスク着用を義務付け、体調を確認しながら復帰させます。</p> <p>・退院後に新型コロナウイルスが再度陽性となる場合があるので、退院後少なくとも <b>4週間</b>は一般的な衛生対策に加え<b>健康観察</b>が求められます。</p>		
<p>■症状が<u>改善</u>した場合</p>	<p>以下の場合、職場復帰可能です。</p> <p>①発症後、少なくとも <b>8日</b>が経過 ②各種薬剤の内服のない状態で、せき・のどの痛み・息切れ・全身のだるさ・発熱などの症状が消失して少なくとも <b>3日</b>を経過。</p>		<p>・診療に過剰な負担がかかり医療機能が低下することを避けるためにも、復帰する社員が医療機関に「<u>陰性証明や治癒証明</u>」を求めたり、復帰する従業員に「<u>陰性証明や治癒証明書</u>」の提出を指示することは控えること</p>
<p>■<u>症状が続く</u>場合</p>	<p>以下の場合、帰国者・接触者相談センターやかかりつけ医に問合せてください。</p> <p>・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の<b>強い症状</b>のいずれかがある場合 ・重症化しやすい方（高齢者、基礎疾患のある方等）や妊婦の方で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状がある場合 ・重症化しやすい方以外の方で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合</p>		<p>注7「新型コロナウイルスに関するQ&amp;A（企業の方向け）」10 その他（職場での嫌がらせ、採用内定取消し、解雇・雇止めなど）問6 &lt;検査結果の証明について&gt; <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html</a></p>



**負のスパイラルで“感染症”が拡がる**

③差別を受けるのが怖くて熱や咳があっても受診をためらい、結果として病気の拡散を招く

①未知なウイルスでわからないことが多いため不安が生まれる

第1の“感染症”  
「**病気**」

②人間の生き延びようとする本能によりウイルス感染にかかわる人を遠ざける


第2の“感染症”  
「**不安**」

第3の“感染症”  
「**差別**」

3つの“感染症”は  
どうつながっているの？



この“感染症”の怖さは、病気が不安を呼び、不安が差別を生み、差別が更なる病気の拡散につながることでです。

感染・パワハラ、いやがらせ



状況	処置・対処	目的・取組・効果	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>■発熱などの風邪の症状がある</li> <li>■発熱がなくても体調不良の兆候が見られる</li> <li>■咳などの症状がある</li> <li>■過去14日以内に海外の入管法に基づく入国制限対象地域に滞在歴がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風邪の症状の有無などの問診を行う。</li> <li>・当日の体調を伺い <b>来店を断る</b> こともある。</li> <li>・検温を実施し、発熱が認められる場合は <b>入店をお断わりする</b>。</li> <li>・氏名、連絡先等を確認する。</li> </ul>	<p>目的・取組・効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人のためと、感染拡大の防止のためにも重要な判断</li> <li>・感染症法 (注1)</li> <li>・海外渡航などのプライベートに係る内容に注意する</li> <li>・個人情報保護法 (注5)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■退院後の対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退院後 <b>2週間</b>程度は外出自粛。飛沫感染を予防するためにマスク着用。</li> <li>・退院後に新型コロナウイルスが再度陽性となる場合があるので、退院後少なくとも <b>4週間</b>は一般的な衛生対策に加え健康観察が求められます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退院後 <b>4週間</b>程度は <b>来店自粛</b> をお願いします。</li> </ul> <div data-bbox="1317 667 1653 810" style="border: 1px solid blue; background-color: #4a7ebb; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> <p>「差別」やコロナによる「誹謗中傷」とならないよう心がける。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「陰性証明や治癒証明書」の提出を求めることは控える。</li> </ul> <div data-bbox="1765 699 2123 970" style="background-color: yellow; padding: 10px;"> <p>感染者が発生したことは、感染拡大の防止という観点から、公表すべきである</p> </div>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■サロンで顧客が発症した場合</li> </ul>	<p>①陽性者は<b>入院</b>となり、濃厚接触者は<b>自宅待機</b>を要請されます。②保健所は必要に応じて、陽性者本人の同意を得てサロンに調査協力を要請します。そのため、保健所から協力要請があった場合の連絡担当者を決めておきます。</p> <p>③サロンは、保健所からの調査協力要請に基づき、サロンにおける<b>接触者と接触状況を確認しリスト</b>を作ります。</p> <p>※ リストを基に保健所が接触状況に応じてサロン内の濃厚接触者を特定します。</p> <p>④連絡担当者は、自宅待機期間中の濃厚接触者の健康観察結果を電話で確認のうえ取りまとめ、発熱や咳など風邪様症状が出現した場合は、保健所に連絡します。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・顧客個人に関する不適切な公表は要注意!</li> <li>・信用棄損罪、名誉棄損罪 (注6)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■顧客が濃厚接触者となった場合或いは身近に感染症患者がいる場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・顧客が濃厚接触者と判断された場合は、<b>保健所の指示</b>に従い感染防止の措置を講じる。保健所からは <b>14日間</b>の<b>健康観察</b>が求められます。</li> </ul> <p>(※健康観察期間は陽性者と発症2日前以降に最終接触した翌日から起算して14日間です)</p>		



状況	処置・対処	目的・取組・効果	課題
<p>◇ 事業主の健康管理の徹底</p> <div data-bbox="89 287 436 790" style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><b>コロナ対策 優良衛生店舗</b></p>  </div>	<p>①出勤前に体調を確認する。(検温を行う)                  ②出勤時、トイレの後、食事の前、作業場や休憩室等への出入り時などの手洗いや咳エチケットの励行。                  ③手洗いタオルや茶わんの共有をしないこと、ドアノブ・パソコン・受話器等の定期的な消毒。                  ④事業所の換気励行、執務スペースの分散、スタッフや店舗利用者の間隔の確保。                  ⑤自転車・徒歩等による通勤の推進、公共交通機関を用いる場合の時差出勤など、移動時における人との交わりを低減する取組。                  ⑥発熱等の症状が見られる事業者は出勤自粛を行うなど仕事を休み自宅で療養する。                  風邪の症状や 37.5℃以上の発熱が4日以上続く、強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合は、速やかに「帰国者・接触者相談センター」に電話し相談する。                  ⑦業務上も私生活においても、不要不急の外出は避ける。また換気が悪い(密閉空間)・多数が集まる(密集場所)・間近で会話や発声をする(密接場面)という3つの密を避ける。                  ⑧他都道府県からの不要不急の帰省や旅行・来県など、都道府県をまたいで人が移動することは、まん延防止の観点から極力避ける。</p>	<p>・職場での対応ルールの作成と周知</p> <div data-bbox="1803 335 2094 518" style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">従業員の <b>手洗い・うがい</b> 徹底しています</p> <div data-bbox="1825 694 2072 758" style="background-color: #e0e0e0; padding: 5px; text-align: center;"> <small>新型コロナウイルス 感染拡大防止対策中</small> </div>	


■事業所で感染者が発生した、又は感染者の利用があった場合の施設の消毒について

新型コロナウイルス感染症対策

スタッフ一同

衛生管理を  
徹底しています

マスク  
着用



換気

除菌  
対策

ご不明な点はお気軽にお声かけください

消毒の方法等は保健所がアドバイスします

○消毒作業の流れ

- 感染者が長く滞在した場所を換気する。
- 感染者の手指が頻りに接触した箇所(ドアノブ、スイッチ類、手すり、水道の蛇口等)を中心に、次亜塩素酸ナトリウム(0.05%以上)で拭いた後、水拭きするか、アルコール(消毒用エタノール(70%))で拭いて消毒する。
- 感染者が使用したトイレの掃除は、市販の家庭用洗剤を使用し、すすいだ後に、次亜塩素酸ナトリウム(0.1%)またはアルコール(70%)で拭いて消毒する。













※消毒作業は換気を行いながら実施してください。

事業者自ら消毒することが難しい場合は、専門業者に依頼する方法もあります。

神奈川県ペストコントロール協会  
 〒231-0011 神奈川県横浜市中区太田町6-8 4-2 大樹生命横浜桜木町ビル  
 TEL: 045-681-8585 FAX: 045-681-9502  
<http://www.kanagawa-pco.com/>

※事業所の閉鎖、再開についても、保健所への相談が可能です。

お客様への12の約束。

 <small>間隔を空けています。</small>	 <small>換気をしています。</small>	 <small>毎回消毒しています。</small>	 <small>毎回消毒しています。</small>
 <small>消毒をしています。</small>	 <small>手洗いをしています。</small>	 <small>体温を測っています。</small>	 <small>うがいをしています。</small>
 <small>マスクをしています。</small>	 <small>飲物を控えています。</small>	 <small>雑誌を控えています。</small>	 <small>毎回消毒しています。</small>

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づいて、「地域で新型コロナウイルス感染症の患者が増加した場合の対策の移行について」（令和 2 年 3 月 1 日付け事務連絡）により、地域で感染が拡大した状況では、無症状者及び軽症者については、自宅での安静・療養を原則とします。

その場合には、「家庭内でご注意いただきたいこと～8 つのポイント～」(別紙 1 P12)及び「新型コロナウイルスの感染が疑われる人がいる場合の家庭内の注意事項」(別紙 2 P13)により家庭内での感染防止策を十分に行ってください。

- ・感染症法 6 条 8 号 [新型コロナウイルスは、感染症法 6 条 8 号に「指定感染症」と定められています。](#)

## 注2 労働基準法

### 第 26 条

使用者の責に帰すべき事由による休業の場合には、使用者は、休業期間中の休業手当（平均賃金の 100 分の 60 以上）を支払わなければならない。また、労働基準法においては、平均賃金の 100 分の 60 までを支払うことが義務付けられていますが、労働者がより安心して休むことができるよう、[注 4 就業規則等により各企業において、100 分の 60 を超えて（例えば 100 分の 100）を支払うことを定めていただくことが望ましい](#)とされています。なお、休業手当を支払った場合、支給要件に合致すれば、[雇用調整助成金](#)の支給対象になります。

※不可抗力による休業の場合は、使用者の責に帰すべき事由に当たらず、使用者に休業手当の支払義務はありません。ここでいう不可抗力とは、

- ①その原因が事業の外部より発生した事故であること
- ②事業主が通常の経営者として最大の注意を尽くしてもなお避けることのできない事故であること

以上 2 つの要件を満たすものでなければならないと解されています。例えば、自宅勤務などの方法により労働者を業務に従事させることが可能にも拘わらずこれをしないということは、力を尽くしていないと認められには、「使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当する場合があります、休業手当の支払が必要となることがあります。

## 注3 労働安全衛生法

### 第 68 条

事業者は、伝染性の疾病その他の疾病で、厚生労働省令で定めるものにかかった労働者については、厚生労働省令で定めるところにより、その就業を禁止しなければなりません。その趣旨は健康を害している労働者本人の悪化を防止すること、同僚労働者に被害が及ぶことを防止することにあります。

**注4 就業規則と休業手当**

(注)  
感染者は、感染症法上、自治体からの指示により入院等の措置が取られるため、休業手当を考慮する必要はありません。

状況		緊急事態宣言発令前		緊急事態宣言発令後	
従業員の状態\指示者		使用者が休業を指示	自治体が自宅待機等を要請又は指示	使用者が休業を指示	自治体が自宅待機等を要請又は指示
感染者(注)					
濃厚接触者	発熱・咳を発症している者	休業手当の支払義務あり	休業手当の支払い義務なし。ただし、濃厚接触者というだけでは自治体からの指示はない。	緊急事態宣言を受けて休業するため休業手当の支払義務なし (弊事務所の見解)	自治体からの要請又は指示のため休業手当の支払義務なし (弊事務所の見解)
	無症状である者	休業手当の支払義務あり	同上		
上記以外で発熱・咳の症状がある者		休業手当の支払義務あり	—		
健康な者		休業手当の支払義務あり	—		

**注5 個人情報の保護に関する法律** (個人情報保護法)

第16条第1項、第23条第1項

企業が保有する個人データについては、原則として、**本人の同意**を得ずに目的外に利用し、又は第三者に提供することが禁じられています。しかし、サロン内で感染した従業員の個人データの公表は、**2次感染防止や事業活動の継続のため、また公衆衛生の向上のため必要がある場合**には、本人の同意は必要ありません。

公表することで無用な混乱を招くことは避けなければなりません。感染経路が判明しているのであればそれを、また、濃厚接触をしている可能性がある人物がどのくらいおり、その者らが感染しているのかの調査状況、当該従業員からの拡散防止のためにどのような措置・対策を取ったのかは、併せて公表すべきです。

また、商業施設内でのテナントの場合には公表義務があるわけではありませんが、感染拡大の防止という観点からは貸主を通して全テナントに公表すべきです。

## 【参考】

- ・厚労省 新型コロナウイルスに関する Q&A（企業の方向け）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryoudenguefever\\_qa\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoudenguefever_qa_00007.html)
  - ・厚生労働省 別紙1「家庭内でご注意いただきたいこと～8 つのポイント～」 （12 ページ参照）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf>
  - ・一般社団法人日本環境感染学会 別紙2「新型コロナウイルスの感染が疑われる人がいる場合の家庭内での注意事項」（13 ページ参照）  
<http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/dokyokazoku-chuijikou.pdf>
  - ・厚労省 新型コロナウイルス感染症について  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)
  - ・厚労省 新型コロナウイルスに関する Q&A（労働者の方向け）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryoudenguefever\\_qa\\_00018.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoudenguefever_qa_00018.html)
  - ・厚労省 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000604969.pdf>
  - ・厚労省 「新型コロナウイルスに関する Q & A（企業の方向け）」10 その他（職場での嫌がらせ、採用内定取消し、解雇・雇止めなど）問6 <検査結果の証明について>  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryoudenguefever\\_qa\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoudenguefever_qa_00007.html)
- 新型コロナウイルス感染症患者については、医療保健関係者による健康状態の確認を経て、入院・宿泊療養・自宅療養を終えるものであるため、療養終了後に勤務等を再開するに当たって、職場等に、**陰性証明を提出する**必要はありません。
- ・全日本美容業生活衛生同業組合連合会ガイドライン  
[http://www.biyo.or.jp/news/pdf/biyo\\_guildline.pdf](http://www.biyo.or.jp/news/pdf/biyo_guildline.pdf)

**注6 刑事罰・民事罰**

新型コロナウイルスに感染していたことが**後でわかり**、しかも、そのウイルスを他の人に感染させてしまった場合には、**傷害罪**（刑法204条）や**過失傷害罪**（刑法209条）に問われるかも知れません。

例えば、他の人の前で激しく咳をしたり手を触れたりしていたら、それが「暴行」と判断されて傷害罪の責任を問われる可能性があります。

また、そのような体調で知人と会ったり、店に買い物に行くこと自体が「**過失**」と判断されて、過失傷害罪の責任を問われる可能性があります。また、「**未必の故意**」といって、自分の行為によって、こういう結果を生じさせるかもしれないが、それでもかまわないと考えて行為に及ぶ場合は「**故意**」として認められ、傷害罪を問われる場合があります。ですから、そのような体調で知人に会ったり買い物に行ったりする場合には、「過失」や「故意」があったと非難されないように、相手と一定の間合いを取ったり、咳による唾液の飛散を防ぐマスクをするなどの一定の注意をしておいたほうが良いでしょう。

さらに、いわゆる、「行き過ぎた正義感」の表れである「**自粛警察**」などは、その行動によっては、**脅迫罪**や、**威力業務妨害罪**、**信用棄損罪**、**名誉棄損罪**になる場合もあります。



## ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合 家庭内でご注意いただきたいこと ～8つのポイント～

(一般社団法人日本環境感染学会とりまとめを一部改変) 令和2年3月1日版

### 部屋を分けましょう

- ◆ **個室にしましょう。** 食事や寝るときも別室としてください。
  - ・子どもがいる方、部屋数が少ない場合など、部屋を分けられない場合には、少なくとも2m以上の距離を保ったり、仕切りやカーテンなどを設置することをお勧めします。
  - ・寝るときは頭の位置を互い違いになるようにしましょう。
- ◆ **ご本人は極力部屋から出ないようにしましょう。**  
トイレ、バスルームなど共有スペースの利用は最小限にしましょう。

### 感染者のお世話はできるだけ限られた方で。

- ◆ 心臓、肺、腎臓に持病のある方、糖尿病の方、免疫の低下した方、妊婦の方などが感染者のお世話をするのは避けてください。

### マスクをつけましょう

- ◆ 使用したマスクは他の部屋に持ち出さないでください。
- ◆ マスクの表面には触れないようにしてください。マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外しましょう。
- ◆ マスクを外した後は必ず石鹸で手を洗いましょう。  
(アルコール手指消毒剤でも可)

※マスクが汚れたときは、すぐに新しい清潔な乾燥マスクと交換。  
※マスクがないときなどに咳やくしゃみをする際は、ティッシュ等で口と鼻を覆う。

### こまめに手を洗いましょう

- ◆ こまめに石鹸で手を洗いましょう、アルコール消毒をしましょう。洗っていない手で目や鼻、口などを触らないようにしてください。

### 換気をしましょう

- ◆ **定期的に換気してください。** 共有スペースや他の部屋も窓を開け放しにするなど換気しましょう。

### 手で触れる共有部分を消毒しましょう

- ◆ **共用部分**(ドアの取っ手、ノブ、ベッド柵など)は、**薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いた後、水拭き**しましょう。
  - ・物に付着したウイルスはしばらく生存します。
  - ・家庭用塩素系漂白剤は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認し、使用量の目安に従って薄めて使ってください(目安となる濃度は0.05%です(製品の濃度が6%の場合、水3Lに液を25mlです。))。
- ◆ **トイレや洗面所は、通常の家庭用洗剤ですすぎ、家庭用消毒剤でこまめに消毒**しましょう。
  - ・タオル、衣類、食器、箸・スプーンなどは、通常の洗濯や洗浄でかまいません。
  - ・感染者の使用したものを分けて洗う必要はありません。
- ◆ **洗浄前のものを共用しないようにしてください。**
  - ・特にタオルは、トイレ、洗面所、キッチンなどでは共用しないように注意しましょう。

### 汚れたリネン、衣服を洗濯しましょう

- ◆ **体液で汚れた衣服、リネンを取り扱う際は、手袋とマスクをつけ、一般的な家庭用洗剤で洗濯し完全に乾かしてください。**
  - ・糞便からウイルスが検出されることがあります。

### ゴミは密閉して捨てましょう

- ◆ **鼻をかんだティッシュはすぐにビニール袋に入れ、室外に出すときは密閉して捨ててください。**その後は直ちに石鹸で手を洗いましょう。

- ご本人は外出を避けて下さい。
- ご家族、同居されている方も熱を測るなど、健康観察をし、不要不急の外出は避け、特に咳や発熱などの症状があるときには、職場などに行かないでください。

【家族に感染者がいる場合の注意点】

<p>①感染者と他の同居者の部屋を可能な限り分ける</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部屋をできるだけ分ける。窓があるなど、換気の良い個室とする。</li> <li>・感染者は極力部屋から出ない</li> <li>・部屋を分けることができない場合、感染者から少なくとも2m以上の距離を保つ。</li> </ul>
<p>②感染者の世話をする人は、できるだけ限られた方にする</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の一人が望ましい。</li> </ul>
<p>③できるだけ全員がマスクを使用する</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染者、家族の両方がマスクを着用することで、ウイルスの拡散を防ぎます。</li> <li>・マスクを外した後は必ず石鹸で手を洗ってください（アルコール手指消毒剤でも可）</li> </ul>
<p>④小まめにうがい・手洗いをする</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ウイルスのついた手で目や鼻、口などを触ると粘膜・結膜を通して感染することがあります。</li> </ul>
<p>⑤日中はできるだけ換気をする</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染者のいる部屋は、定期的に換気をする。</li> </ul>
<p>⑥取っ手、ノブなどの共用する部分を消毒する</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タオルや食器、箸、スプーン等などを共用しない。これらは通常の洗濯・洗浄で構わない。</li> <li>・ドアの取っ手やノブ、ベッド柵は、0.05%の次亜塩素酸ナトリウム（薄めた漂白剤）で拭いた後、水拭きするか、アルコールで拭きとる。</li> </ul>
<p>⑦汚れたリネン、衣服を洗濯する</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・汚れた衣服、リネンを取り扱う場合は、手袋、マスクを使用し、一般的な家庭用洗剤を使用した洗濯機を使用して、洗濯し完全に乾かす。</li> </ul>
<p>⑧ゴミは密閉して捨てる</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鼻をかんだティッシュなどは、すぐにビニール袋に入れ、室外に出すときは密閉して捨てる。</li> </ul>





## 新型コロナウイルス感染症に従業員がかかったら

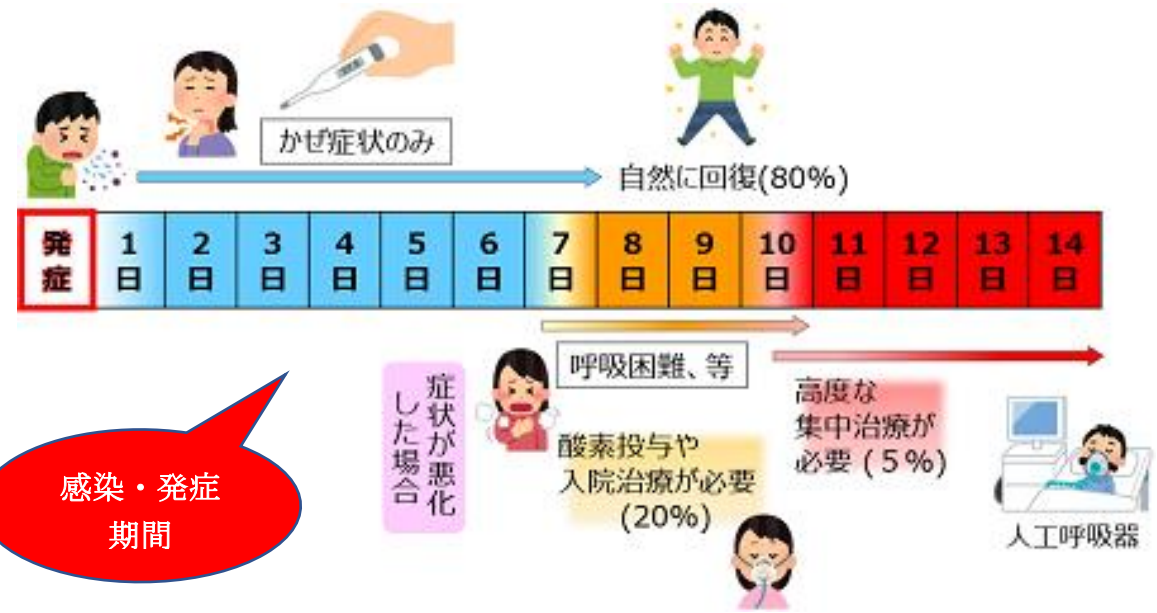
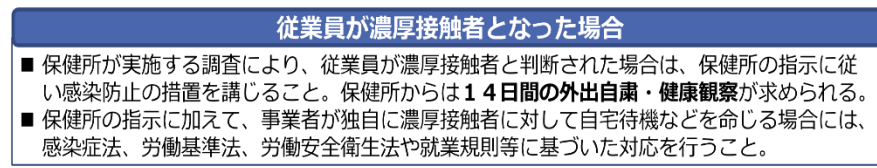
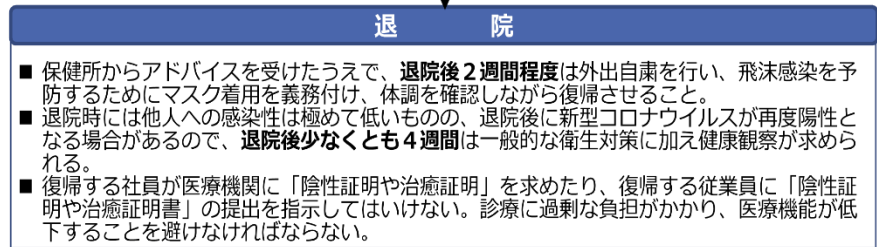
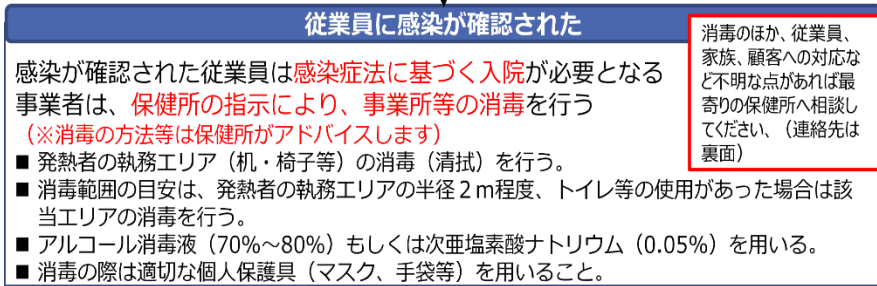
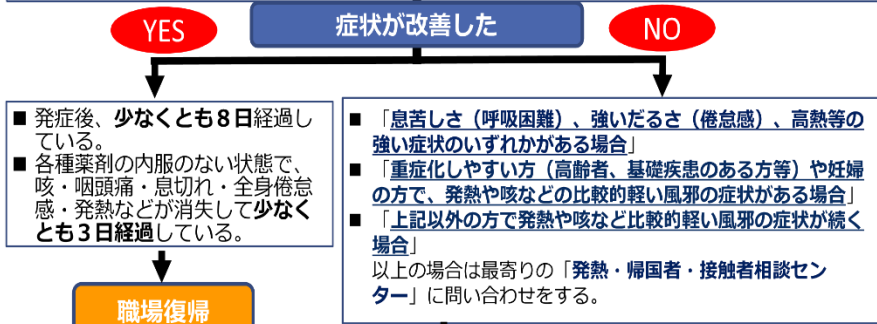
本チラシは、従業員が新型コロナウイルスに感染した場合のポイントを示したものです。実際の対応については、保健所、医療機関等の指示に従ってください。

従業員の健康状態を常に確認し、以下に該当があれば自宅待機させる。

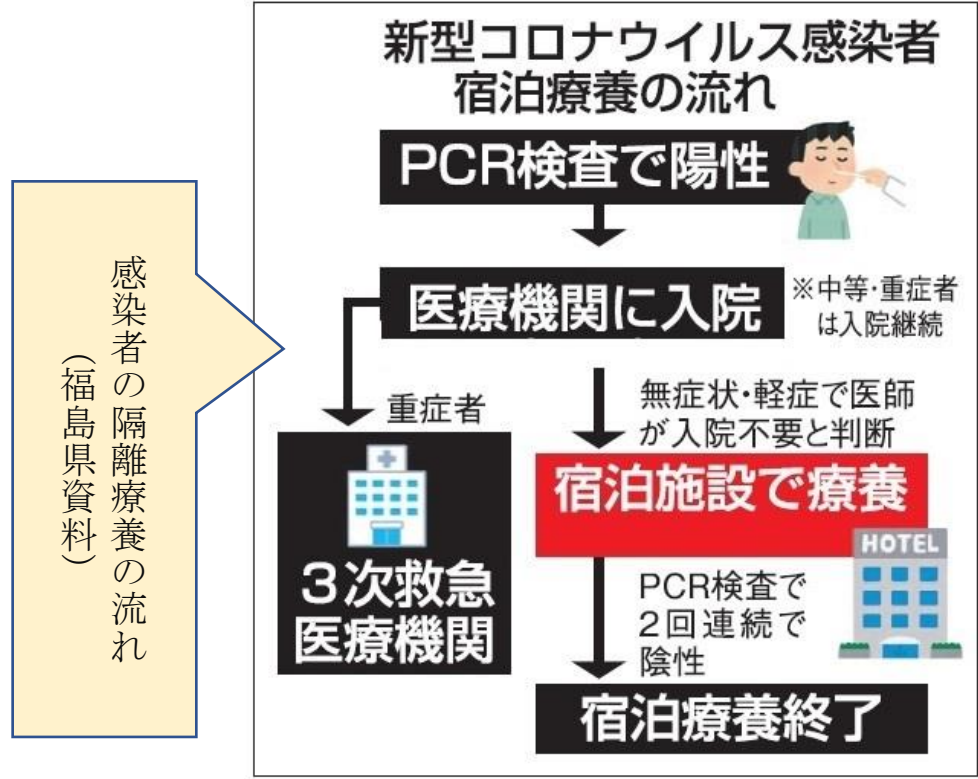
- 発熱などの風邪の症状がある
- 発熱がなくても体調不良の兆候が見られる

※社内で発熱した場合は、マスクを着用させたうえで帰宅させる

※社員に対して自宅待機などを命じた場合には、感染症法、労働基準法、労働安全衛生法や就業規則等に基づいた対応を行うこと



感染・発症期間



感染者の隔離療養の流れ (福島県資料)

**※美容師法の消毒とコロナウイルス感染予防消毒との違い**


コロナ感染拡大予防のための消毒と美容師法にうたわれている消毒とを混同されている方もいるようです。

美容師法にうたわれている衛生管理は、目ごろから美容サロンとして行わなければならない義務的内容であり、これを日々実施するとともにさらにコロナ感染予防のための消毒措置を実施しなければなりません。コロナ感染予防のための消毒方法や内容は「ビューティーレスキュー ロードマップ」に掲載済みですが、美容師法に掲げられている消毒は以下の通りですのであらためてお知らせいたします。

美容所においては、カミソリの刃などについて**感染者の血液**が、美容師や他の顧客の傷口などから体内に入り、二次感染を及ぼす危険性があります。これらは、感染後すぐに症状が出ないため、感染者本人が自覚なく第3者に感染させる危険があるウイルスですので、美容所でも消毒を徹底するなど十分な注意が必要です。

**美容師法で規定されている消毒内容と方法↓**

▼カミソりと、カミソリ以外の器具で**血液**が付着しているもの  
又はその疑いのあるもの

消毒の種類	使用方法	取扱い上の注意
 煮沸消毒	沸騰後 2 分間以上煮沸する。	熱に弱い器具には適さない。
 エタノール消毒	76.9%～81.4%エタノール液中に 10 分間以上浸す。	7日以内に取り替える。
 次亜塩素酸ナトリウム消毒	0.1%次亜塩素酸ナトリウム液中に 10 分間浸す。	毎日取り替える。金属を錆びさせる。

▼**血液**が付着している疑いがないもの（左表の消毒方法も含む。）

消毒の種類	使用方法	取扱い上の注意
 紫外線消毒	85 μw / cm <sup>2</sup> 以上の紫外線を連続して、20 分間以上照射する。	紫外線が当たらないところには効果がない。
 蒸気消毒	80℃をこえる蒸気に 10 分間以上触れさせる。	熱に弱い器具には適さない
 エタノール消毒	76.9%～81.4%エタノール液（消毒用エタノール）を含ませた綿もしくはガーゼで器具表面をふく。	7日以内に取り替える。
 次亜塩素酸ナトリウム消毒	0.01%～0.1%次亜塩素酸ナトリウム液中に 10 分間以上浸す。	毎日取り替える。金属を錆びさせる。
 逆性石けん液消毒	0.1%～0.2%逆性石けん液中に 10 分間以上浸す。	毎日取り替える。石けん液を十分水洗いしてから消毒する。
 グルコン酸クロルヘキシジン消毒	グルコン酸クロルヘキシジン消毒	毎日取り替える。
 両性界面活性剤消毒	0.1%～0.2%両性界面活性剤液（塩酸アルキルポリアミノエチルグリシンまたは塩酸アルキルジアミノエチルグリシン）中に 10 分間以上浸します。	毎日取り替える。

コロナウイルスの感染経路と美容師法が規定するウイルスの感染経路は異なりますので、消毒内容や方法が違うことをご留意ください。



神奈川県では感染予防のためのチェックリストを配信していますのでこれを活用することもできます。  
下記の URL からダウンロードが可能です。



## 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため行っていただきたい取組

### (チェックリスト) <理美容店>

事業活動を行うにあたり、特に①皮膚に接する器具等の消毒、②マスク着用等の徹底、③施術時の必要最小限の会話について徹底していただくなど、各業界団体が策定するガイドライン及び以下の取組の遵守をお願いします。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/z7a/guidelines.html>

#### 1. ソーシャルディスタンスの確保 (2メートル以上 (最低1メートル))

- 予約制等混雑緩和
- ソーシャルディスタンスを確保した待合席、理美容椅子の設置  シャンプー、化粧等の顔面作業時及びネイルの施術時には必要最小限の会話
- 入店前、店内において、周囲の人とのソーシャルディスタンスを保つよう表示・周知
- レジ等対面する場所にビニールカーテン等を設置

#### 2. 従業員及び来客等の保健衛生対策の徹底

- 従業員及び来客等のマスク等着用  従業員及び来客等の手洗い・手指消毒
- 消毒液の設置、ごみ廃棄時の衛生管理、従業員のユニフォーム等のこまめな洗濯
- 従業員の体調管理、来客等の入店時体調チェック

#### 3. 共用物の衛生管理・換気の徹底

- タオル、ケープ等 (皮膚に接する布片) の客1人ごとの交換、皮膚に接する器具等の客1人ごとの消毒  理美容椅子、洗面台等の利用設備・機材、待合席等の消毒  設備による毎時2回以上換気、又は入り口や窓を開け、毎時2回以上換気
- トイレにおけるハンドドライヤー等の使用中止

#### 4. 会計時等の非接触

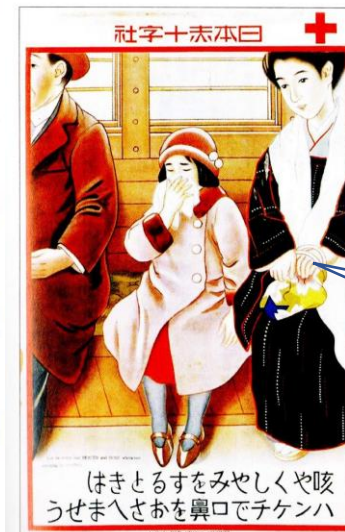
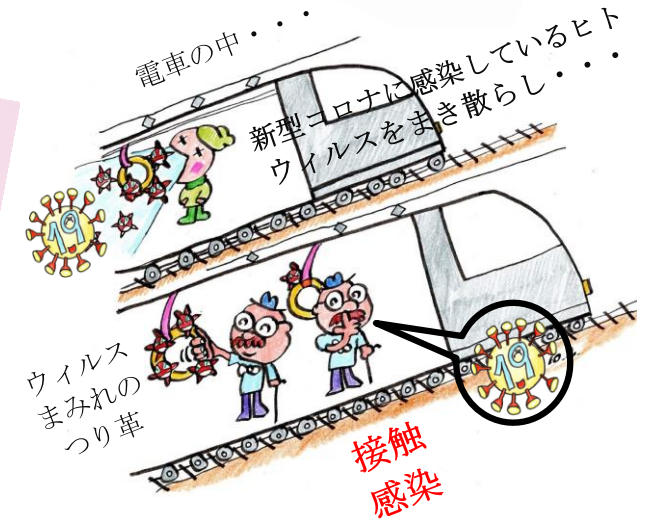
- 電子マネー等非接触型決済の導入、もしくは支払時のコイントレイの使用

#### 5. 感染が発生した際の利用者への情報提供

- SNS等の技術を活用した、利用者に対する感染発生状況等の情報提供

#### 6. 業界ガイドラインの遵守

- 業界ガイドラインの遵守



大正時代のポスター (1918年大正7年) スペイン風邪

マスクをしていないときは咳エチケットを忘れずに...

イラストみんなの感染対策」照林社 2016年から

コロナの感染はひとごとではありません。

悪いのは、かかった人ではなく**コロナ**です。

まちがった正義感は、

差別や誹謗中傷、ヘイトスピーチにつながり、

コロナによる直接の病気より怖いものです。

怖いのはコロナでなく、**ヒト**の心です。

感染した方への偏見をするのではなく、

コロナに対峙しましょう。